

平成 26 年度第 1 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 26 年 7 月 30 日（水）16 時 00 分～17 時 30 分	場所	佐倉市役所 1 号館 3 階会議室
出席者	懇話会委員：宇田川委員、高岡委員、富田委員、林委員、武藤委員、目等委員、吉村委員 （五十音順）		
	事務局	福山企画政策部長、井坂企画政策課長、丸島主幹、上野副主幹、櫻井主査、平岡主査補、土屋主任主事、池田主事	
	その他		
内 容			
<p>◆市長挨拶</p> <p>佐倉市においては、市の進める施策の方向性や手段の見直しを行い、総合計画の進捗を促進するために行政評価を実施している。</p> <p>少子化、高齢化、災害対策、公共施設の老朽化対策など、市を取り巻く課題は目白押しであり、市民の生活を守るための様々な事業に係る経費の増加が今後 10 年できわめて多く見込まれる中、選ばれるまちづくりを進めていくために、効果的かつ効率的な行政運営、市政の透明性の向上など重要性はますます高まっている。</p> <p>委員においては、それぞれの立場や視点、お気付きの点、市が改善すべき点など、忌憚無いご意見を賜りたい。今後の佐倉市のため、ご指摘をいただき、厳しい時代を乗り切りたいと思う。</p> <p><市長退席></p> <p>◆議事</p> <p>（1）委員長、副委員長選任</p> <p>（事務局）まず、会議の公開については先に協議を行ったので確認させていただきたい。本会議は原則公開として各委員にご了解いただいている。情報公開条例に基づき、委員又は事務局からの発議により委員の協議により決した場合は非公開での議事を行うことがある。次に佐倉市行政評価懇話会設置要綱第 4 条に基づき、委員長及び副委員長は、会員の互選により定めることとなっているが、推薦等ご意見はあるか。</p> <p>（宇田川委員）これまで委員長を務められた武藤委員に委員長をお願いしたいと思う。</p> <p>（委員）承認</p> <p>（吉村委員）副委員長は以前までの経緯もご存知で、行政経験も豊富な目等委員をお願いしたい。</p> <p>（委員）承認</p> <p>（委員長）前期に引き続き、委員長として全力を尽くして、佐倉市のために良い意見を皆様から引き出していきたく考えている。よろしくお願ひします。</p> <p>（目等委員）武藤委員長の補佐役として頑張りたい。よろしくお願ひします。</p> <p>（事務局）委員長が選任されたので、ここからは委員長に議長をお願いする。</p> <p>（2）佐倉市行政評価の概要説明</p> <p>（委員長）議事に入る前に、配布資料の確認を事務局をお願いしたい。</p> <p>（事務局）本日配布資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料 1 委員名簿 ・資料 2 平成 25 年度行政評価懇話会意見に対する回答 ・資料 2-2 行政評価に関する意見 概要 ・資料 3 部局との意見交換 ・資料 4 第 4 次佐倉市総合計画施策体系表 ・資料 5 平成 26 年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール（案） 			

その他資料として、行政評価要綱、行政評価懇話会設置要綱、総合計画、実施計画を配布した。不足等があれば、事務局より配布する。

(委員長)「(2) 佐倉市行政評価の概要説明」について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) まず、行政評価及び行政評価懇話会の概要についてご説明する。

佐倉市では平成 18 年度から行政評価を行っている。当初は行政活動成果評価という名称で行っていたが、現在は行政評価という名称で実施している。

手元資料の、行政評価実施要綱及び行政評価懇話会設置要綱をご確認いただきたい。佐倉市の行政評価は、効果的かつ効率的な行政運営の実現、市制の透明性向上などを目的として、市の施策の方向性及び手段等についての見直しを行うために実施している。

具体の手法としては、事務事業評価及び基本施策を単位とした施策評価を実施しており、各担当部署による自己評価及び内部委員会による検討、更に行政評価懇話会による第三者のご意見をいただくという形となっている。

佐倉市の事務事業及び基本施策については、総合計画及び実施計画書をご確認いただきたい。

現在推進中の第 4 次総合計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の計画となっている。

佐倉市の計画は 10 年の基本構想、5 年の基本計画と実施計画の 3 層構造になっており、前期基本計画及び実施計画は平成 23 年度から平成 27 年度までの計画となっている。

前期基本計画は 1 章（福祉）、2 章（防災・環境）、3 章（教育）、4 章（産業振興）、5 章（都市整備）、6 章（市民協働・行政）の 6 章構成となっているが、各章に全部で 57 基本施策が位置づけられており、その下に更に施策、事業が位置づけられている。

次に、実施計画書では、各章、基本施策に基づく施策のそれぞれに、具体的な実施手段となる事業が位置づけられている。個々の事業の内容については実施計画書をご覧いただきたい。

佐倉市では、総合計画の個々の事業において事務事業評価を実施しているが、佐倉市行政評価懇話会では、主に基本施策を単位とした施策評価についてご意見をいただいていた。

平成 25 年度行政評価に関する意見書、5 頁をご確認いただきたい。

基本施策を単位にご検討をいただき、必要に応じて基本施策に位置付けられている個別の事業についてもご意見をいただいている。いただいたご意見に対する市の対応については資料 2 及び 2-2 をご覧いただきたい。意見書に掲載された意見を項目別に整理し、それぞれに担当課から現状及び今後の対応方針について回答している。平成 25 年度の懇話会意見意見書についての回答は資料のとおりであるが、現在すでに取り組んでいるというものも含め、基本的にいただいたご意見の方向で今後取り組んでいくという回答内容となっている。

資料 2-2 は前回の懇話会意見書の概要版である。

平成 25 年度は防災防犯、産業振興、自治人権推進課所管の基本施策に対する意見をいただいた。

全般的に共通するものとして、外部の人材の積極的な投用を進めるべき、関係する部局間の目的意識の共有が必要であるという意見があった。また、自助・互助・共助の意識の啓発強化が大切であるといった意見もあった。その他資料のとおりである。

平成 24 年度は、資料のとおり健康こども部、福祉部に関するご意見をいただいている。

なお、意見書作成に当たり、現状を良く理解することを目的に、委員の発意により施策を担当する部局・担当課との意見交換を実施してきた。

資料 3 のとおり、行政評価の実施初年度の平成 19 年度は 774 事業のうち 133 事業について事業単位の意見をいただいたが、単に 1 事業だけを見るのではなく、他の事業との関連、施策の方向性との関連を見る必要があるということから、現在は 57 ある基本施策を単位に見ていただき意見をいただいているところである。

意見交換は、平成 21 年度は全部局の部長級を対象に実施したが、実務担当者とも意見交換をしたいとの意見があり、現在は部局または基本施策を絞って意見交換を行ってきている。

平成 22 年度は教育委員会（主に 3 章）、平成 23 年度は都市部・土木部関係（主に 5 章）、平成 24 年度は福祉部・健康こども部（主に 1 章）、平成 25 年度昨年度は市民部防災防犯課・自治人権推進課、

と産業振興部産業振興課との意見交換を実施していただいている。

資料 3 裏面は、意見交換を行った部局について、お示ししたものとなっている。

資料 4 はその基本施策体系表であるが、施策評価の主たる担当課が掲載されている。

今年度の対象施策の選択についてご検討いただきたい。

これまでの方法を踏襲し、意見交換の実施を想定すると、57 基本施策全てを検討対象とするのは難しいため、議論を深めるためにも、いくつかの基本施策に対象を絞り込んでいただくことが必要となる。

これまでに検討対象とした施策、意見交換を行った担当部署は資料 3 のとおりである。

どのような視点で対象となる基本施策を選択するかは、懇話会における協議により決定してきた。これまでに検討対象とした基本施策は選択できないということではないが、平成 24 年度、平成 25 年度対象とした基本施策については、再検討をするには間が短過ぎるというきらいもある。

平成 23 年度の 5 章、平成 24 年度の 1 章、平成 25 年度の 2 章、4 章、6 章の選択施策については、資料 4 の施策体系表のナンバー部分に網掛けをしている。

昨年度は会議が 9 回開催され、うち 3 回で担当部局との意見交換を行なった。選択した施策数は 9 施策、担当課は 3 課であった。

資料 5 は今年度のスケジュール案である。検討対象とする施策を選んでいただいたら、次回会議では事務局から施策の概要説明を行ない、担当課へ事前に質問する項目の選定など、意見交換前の協議を実施する予定である。

(委員長) 今の説明に関して、質問はあるか。特に今回から委員となった方から、対象施策を選んだ理由など、ご質問があれば、お聞かせいただきたい。感想でもかまわないのでご意見はないか。

(富田委員) 行政評価懇話会への参加に当たり過去の意見書を読んだが、決められた時間でよくまとめられたと感心している。今の段階での質問はないが、会議の中で学びながら貢献していきたい。

(委員長) 意見書作成段階では、どこまで厳しいことを言って、市が応えられるかという葛藤が生じるかもしれない。他にご意見はないか。

(高岡委員) 議事の進行の中で、疑問が出てくればその都度申し上げたい。

(林委員) 総務部門・企画部門などが未実施となっているが、特別な理由があるのか。また、行政機関の中の室とは何か。

(事務局) 対象分野は委員の合議により選定されているが、これまでは主に市民サービスについて評価を実施してきており、総務・企画などの管理部門は直接市民サービスを行っていないことから、対象とならなかったと推察される。室については、佐倉市は部と同等の位置付けをした課相当の組織を室と読んでいる。室には契約検査室、会計室、資産管理経営室などが含まれている。

(3) 平成 26 年度評価対象について

(委員長) 続いて、「(3) 平成 26 年度評価対象について (対象施策の選択)」について、事務局から説明いただきたい。

(事務局) 本日の会議では、本年度の検討対象の選択をお願いしたい。これまでの状況は資料 3 のとおりである。どのような視点でご選択いただくかは懇話会の決定によることとなっている。選定に当たっては、24 年度及び 25 年度にご意見をいただいた事業については、ご意見に対する対応状況等を事業担当課が報告させていただいてから、あまり時間が経過していないため、ご意見を頂いても、それに対する回答等が前回と同じになる可能性が高くなる等の事情も多少ご考慮いただければと思う。また、資料 5 のスケジュール案のとおり、今年度は懇話会の開催回数を減らして、対象施策も絞り込むことも想定した。

次回第 2 回会議で事務局から対象施策の説明を行い、一旦、論点や質問調整などの協議を行った後に、3 回目以降の会議で担当課との質疑応答を行い、更に、委員からの希望があれば現場確認も考えている。

(委員長) 今年度の評価対象とする分野、及びどのように評価を行うかについて、各委員のご意見を伺う前に、私から前期懇話会の経緯を少しご紹介したい。第 4 次佐倉市総合計画及び前期基本計画が平

成 23 年度に策定されたことから、平成 24 年度はその施策を単位に調査対象の選定を行った。その結果、市民生活に関連の深い、「第 1 章 思いやりと希望にみちたまちづくり」のうち、次の施策を対象とした。

「基本施策 4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします」

「基本施策 5 子どもが安全に暮らせるまちにします」

「基本施策 6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします」

「基本施策 7 高齢者が安心して暮らせるまちにします」

「基本施策 8 高齢者が生きがいを感じられるまちにします」

「基本施策 11 安心して介護サービスを受けることができるまちにします」

今年度の評価対象については、福祉分野を調査検討するとしても、前回対象とした分野は除くという考え方もできる。一方で、国立社会保障人口問題研究所の人口推計が発表され、人口減少社会ということが大きく取り上げられ、自治体の対応が強く求められている状況を鑑み、これまでに検討対象とした分野も再度調査検討を行うとし、例えば、安心して子どもを生み育てられるための施策をもう一度見直したいというなら、それはそれで意味があると考ええる。

平成 25 年度は次の施策を検討対象とした。

「第 2 章 快適で、安全・安心なまちづくり」の

「基本施策 5 防災体制が整備されたまちにします」

「基本施策 6 安全に暮らせるまちにします」

「第 4 章 明日へつながるまちづくり」の

「基本施策 3 商店街が元気なまちにします」

「基本施策 4 さまざまな企業の活動が盛んなまちにします」

「基本施策 5 企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します」

「基本施策 6 雇用が安定したまちにします」

「基本施策 7 住んでよし、訪れてよしのまちにします」

「第 6 章 ともに生き、支え合うまちづくり」の

「基本施策 1 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします」

「基本施策 2 ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします」

なお、対象事業については、資料に網掛けをしてある。事務局に伺うが、資料 4 のうち、5 章など平成 24 年度、25 年度対象事業以外の部分にも網掛けがなされているようだが、理由は何か。

(事務局) 5 章の網掛け部分は平成 23 年度に検討対象となったものである。

(委員長) 了解した。対象施策については、過去のものと同様してはならないということはない。選択にあたっての重要な視点としては、これまでと同様、各委員の得意な分野、各委員が経験のある分野、また、市職員や議員が気付きにくい、市民としての意見が出しやすい分野であろうか。

全く知らない分野についての意見は出しにくいものである。これまで、対象施策はそのような視点から選ばれてきた。

関心のある分野、気になる分野があれば意見をいただきたい。これまで検討対象になっていないから今回対象としなくてはならないわけではない。また、検討の対象となった施策、事業であっても、基本施策レベルでは検討対象とされていないものもある。

現時点で、特段の課題がないところ、うまくいっている施策を殊更取り上げる必要もないので、委員においては、佐倉市における課題と考えられるところを挙げ、課題を解決する方法を考えていただきたい。

(吉村委員) 資料 3 懇話会が意見交換を実施していない部局のうち、産業振興部と市民部に※印がついているが、どのような意味か。

(事務局) ※印のついた部は、未実施の課がある部で、産業振興部は農政課が対象となったことがなく、市民部では市民課が未実施である。

(吉村委員) 環境部が未実施ということだが、理由はあるか。

(目等委員) たまたま残っているだけで、実施するべきだと思われる。

(委員長) 佐倉市には印旛沼もある。「第 2 章 快適で、安全・安心なまちづくり」の中でも候補として、候補として基本施策 1~3 をチェックしていただきたい。

「基本施策 1 自然環境が保全されたまちにします」

「基本施策 2 地球環境に配慮したまちにします」

「基本施策 3 快適な生活環境が保たれたまちにします」どれもなかなか重要そうだ。

(富田委員) 懇話会としてのこれまでの経過に加え、市の行政がもつ連続性と問題意識を考慮して、どのような分野を選択するか考えるといいと思う。職員がどのような問題意識を持っているか聞いてみたい。

(委員長) 企画政策部長の見解を伺いたい。

(企画政策部長) 先ほど出された環境部については、今まで議論が行われていないという点も、検討の対象とすべき要素であると思われる。

人口減少や少子化といった問題については、どの部門を検討する際にも、それらを踏まえた課題認識があり、議論があるだろう。しかし、それをどのように整理するかはなかなか難しいと思う。

また、ここ数年意見交換を実施していない教育委員会についても、ご検討いただきたいところだが、制度改革が控えているので、そのあたりで今の時期では難しいところもあるかと思われる。

(事務局) 今まで対象とされていない分野、また、これまでに対象となった分野の再評価、どちらも意味があるものと考えて。時間的に、全分野を見ていただくことができない以上、特に委員の関心が高いものを選定するのも一つの考え方ではあると思う。多分野からランダムに抜粋され、直前にならないとどの分野が対象となるか分からないという進め方も、行政全体にとっては、それはそれで意味があると言える。

(委員長) どんな方法で、何を対象としても、それなりに意味があるということだと思うが、課題を抱えている分野の方が、議論の可能性は広がる。

(宇田川委員) 先ほど出された 2 章の 3 つの施策には関心がある。

併せて、環境施策の関連ということで、上下水道の施策（「第 5 章 住環境が整備されたまちづくり」の「基本施策 4 安定した水の供給を行います」「基本施策 5 生活環境の改善を推進するまちにします」）についても関心がある。環境施策と一緒に議論してはどうか。

(高岡委員) 私からは、日ごろ感じている問題点をお話したい。環境施策になるのか、土木施策になるのか、どちらに入るのかは分からないが、京成佐倉駅南口の付近では、市外などから国立歴史民俗博物館に来るお客様向けの案内図はあるものの、分かりにくく、お客様をお迎えする雰囲気を感じられない。旧佐倉町としては観光のお客様を望んでいるはずなのに寂しい限りである。

商店街は日曜日には休みが多く、毎年 1 軒 2 軒と閉店している。後継者問題等もあるため、どうしようもないことかもしれないが寂しい限りである。

また、歩道の状況が悪い。整備はしっかり行われているのか。志津地区はきれいだが、佐倉地区は取り残されているように感じる。歩行に障害のある方も大変だと思う。歩道に関する施策の状況について伺いたい。

(委員長) 「第 5 章 住環境が整備されたまちづくり」の「基本施策 3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします」が該当するか。平成 23 年度に検討対象となっているが、その後市内全域に快適な歩道が整備されているとはいえない部分である。他にないか。

(富田委員) 私は特にイメージを持っていない。

(委員長) 行政に全く不満がないことはないと思う。そのような視点から何かないか。

(富田委員) 自分が選んで住んだまちのことは、自分で何とかしたいと思っている。

(林委員) 私の関心は二点ある。一つは自分の専門である公共施策のうちの人的資源の管理である。

企画・総務部門はバックヤードであるため、検討の対象にされてこなかったという話があったが、行政サービスの質を担保するものは、議会及び行政職員などの人的資源の質であろう。先の市長の話にもあったが、懇話会としての問題意識として、人口減、あるいは高齢化により、今後は現状のサービスの維持がなかなかできなくなっていくという危機の中で、選ばれる市となっていけるかは市の職員の質次第であり、これは非常に重要な課題であると思う。

もう一つは、日常の買い物をする場所と休日に過ごす場所についてである。資料によると多くの人は市内及び近隣のショッピングセンターで買物をして、地域の商店街で買物をする方は少ないとのことだが、高齢化が進む中で、年をとった方が買い物をする環境が整っているのか、疑問である。

今日初めて佐倉に来たのだが、率直な感想としては、まず駅を降りて、何処に何があるか分かりにくい、そして坂が多く、人がいない。高齢になったら不安だと思った。また、子どもにとっても暗い場所があったり危険な場所があったりすると安全とはいえない。そのような意味で、まちづくりという観点で、特に高齢者・子どもの安心安全をもう一度見直してもいいのではないかと思った。

これも、広く言えばまちづくりや行政を支える職員次第ということがいえる。

(委員長) 人的資源の管理は総務課の所管か。これまでは議論をするには難しい分野かと思ってきたが、専門的な知見を持つ委員がいれば議論できるかもしれない。

また、まちづくりに関するご意見は高岡委員のご意見と共通する。市内でも場所によっては非常に高齢者等が暮らすには難しい地域がある。まず、そのことを市は把握しているか。予算がないということで放置されてはいないか。そのような視点から意見を出すことも懇話会の役割といえるであろう。

(吉村委員) 私は自分の専門分野である教育全般と健康こども部に関心があるが、教育委員会制度改正も控えていることから、教育は来年度以降取り上げていただくとして、環境部の施策のほかにもいくつか気になる点を挙げたい。

まず、農政課の施策についてである。過日、社会教育課事業の学びあい講座の講師を担当したのだが、その際に受講者から、佐倉市では、以前からヤマトイモが特産物であるが、これがだんだんすたれてきている。ヤマトイモでまちおこしができないかというプレゼンテーションがあった。そんなまちおこしにつながる可能性のある特産品について産業振興部農政課から伺ってみたい。

施策としては、第4章(明日へつながるまちづくり) 「基本施策1 力強い農業ができるまちにします」、「基本施策2 魅力あふれる農村環境のあるまちにします」の二つに係る施策だろうか。

また、市民課の行う市民サービスの利便性も大切だと思われる。それは、「第6章 基本施策11 市民サービスの利便性の向上に努めます」の部分か。

その他、道路施策については、人気アニメ「弱虫ペダル」の舞台として佐倉市の風景が使われ、スタンプラリーで賑わったと伺った。しかし、やはり道路の案内標識が少ない。予算の問題もあるとは思いますが、鎌倉市では、クラウドファンディング¹により標識を作った事例もある。博物館や美術館への経路案内は必要だ。

(目等委員) 今まで様々な施策について、そのあり方を検討してきたが、施策全体を包括に捉えた意見、議論が中心であった。

当初は包括的な検討をお願いしたいという要請もあったためであるが、個々の施策や事業内容にまでを対象とした検討まで行うことができなかったという事実もある。しかし本日、各委員からはかなり具体的な事例を挙げた意見も出されている。

これらの意見を伺いながら、過去からの経緯を踏まえつつ、施策を選択するポイントとして、一つは、既に意見書が出ている施策についても、もう一度検討してもいいのではないかと思った。一方で、環境については対象とされたことがなく、特産物についても、深い検討がなされたことがないテーマである。ただし、意見交換は相当の時間がかかる。ある程度の時間を確保しようとする、年間スケジュールに入りきれず、本日出されたテーマの全てを検討することができないおそれもある。また、意見書の内容も膨大なものになるだろう。

一方で、林委員からご意見があったように、職員の意識の持ち方は非常に大事である。懇話会意見書に対する対応方法として、担当部局が改善方針を決め、文書で報告がされたとしても、職員の意識付けがされていないと懇話会が提案した改善は実現しない。

今まで懇話会は3期に亘り行われ、総合計画の全ての章について検討してきた。この2年は総括的な議論が必要ではないだろうか。どういう分野を選ぶのかは、新しい委員の新しい発想で選んでいっ

¹ クラウドファンディング(英語: crowd funding)とは、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語である。

ていただきたい。

もう一点、企画政策課が市としての様々な課題を把握していると思うので、懇話会では、このような議論をいただきたいという案を出してほしい。懇話会の議論により、それらの課題がよい方向に向けて解決されるということが、懇話会の存在意義ではないか。各委員が提案したテーマについてだけでなく、行政側から要請されたテーマについて議論をするということがあってもいいと思う。

(宇田川委員) 目等委員の意見と同じく、今まで検討されたことがあるものを改めて検討することも意義のあることと思う。その際は、施策の絞り込みとともに、その施策に関連する施策がある場合は、それらを含め横断的に精査することとしてはどうか。

(富田委員) 行政の中に部長クラスによる行政評価委員会があり、そこで評価されたものを外部の委員会である懇話会が評価するという立場であると認識している。その中で一つの事業を改善しても、職員は短い期間で異動により入れ替わることから、職員全体の意識が変わらないと変化は起こらない。個々の職員の意識をどう高めるか、そのための何かを行政評価懇話会ができるのだろうか。疑問に思う。それならば、網羅的に検討する以外には考えようがない。懇話会と行政とが本音でのやり取りをするところまで至ることができるのだろうか。行政の効率を上げるための活動を徹底して行いたいとは思いますが、どのようなペースで実施できるかは、行政内部の評価委員会の進捗次第となるのではないかと。

(委員長) 当懇話会でも一部は行ってきたが、事業の評価は主に担当課が行い、施策については、しかるべき立場の職員が評価を行ったものを、資料として懇話会が確認し意見を出している。成果指標などについても意見を出しているが、それを懇話会委員が直接担当課の職員に向けて説明することはなかった。

従前の例によると、その年度に検討対象とする施策分野を具体的に決めて、事務局からその施策についての概略説明を受け、その後に業務担当課と意見交換を行うという流れになる。次回の会議で事務局から説明を受けるものについて考えたい。

今までの各委員のご意見を簡単にまとめると、健康子ども部所管の施策など1章については、先ほど来年度以降の検討とのお話があった。

2章は環境分野である。何人かの委員からご意見が出ているが、自然環境、地球環境、快適な生活環境と全ての施策を網羅して検討すると2章の検討だけで1年が終わってしまうかもしれない。意見交換も、環境分野全体を対象にするやり方もあるが、どれかを選ぶという方法もある。

3章の教育分野についても、来年度に検討を先送りしても良いとのことであった。

4章は、農業と、農村環境について。

5章は、道路環境、安全の問題や上下水道に関する施策である。

6章は、定員管理や人的資源管理、組織管理については、「基本施策8 適正な行政運営の確立に努めます」の部分、市民課については「基本施策11 市民サービスの利便性の向上に努めます」の施策を所管している。

現在の年間スケジュール案では、次回会議以降に、事務局からの説明1回と担当部局との意見交換2回を予定している。

(吉村委員) 企画政策部広報課で行われている国際化に関する施策も重要だと思う。

(委員長) 日系ブラジル人の多い太田市などでは独自施策も行われていると思うが、佐倉市の状況はどうか。

(事務局) 佐倉市における外国人人口は、17万8千人のうちの2千人程度なので、太田市等とは事情が異なる。

(富田委員) どの施策を見ても課題はいくつも出てくると思うので、検討対象とする施策の数をあまり増やしすぎない方がよいのではないかと。また、委員が一同に会する懇話会会議の日以外にも、機会があれば現場に入って話が聞きたい。そうしないと本当に実のある検討ができないと思う。

(委員長) 懇話会で現場確認を行うことについては事務局からも提案されていた。委員から提案があれば、事務局で具体化を検討してくれると思われる。

(富田委員) 委員全員が揃わなくてもいいと思う。機会ができれば評価の一部に採り入れたい。これは事務局と話をし、懇話会には事後報告でよろしいか。

(委員長) 事前に議論をし、それを踏まえた現場確認が望ましいのではないかと。これまでも、各委員が独自に調査を行い、懇話会全体としての意見の外に、名前を伏せた形で個人意見を、付記したことがある。

(富田委員) それは懇話会としての活動の中でということか。

(委員長) そのとおりである。今回は、次回会議時にどの施策について事務局から説明を受けるかを決定したい。事務局説明の次は担当課との意見交換が2回予定されており、時間があれば必要に応じて現場確認を考えたい。

(目等委員) 現在検討テーマとして想定されている現場の問題とは具体的にどのようなものか。

事務局の意図する現場確認とは、現場を知らないで議論するよりは現場を知ってから深い議論を行うという為のものだが、その趣旨でよろしいか。

(富田委員) 例えば、就労人口が減りつつあり、今後はさらに減っていく反面、65歳以上の人口は増えると見込まれるがその対策はどうしているか。今後の雇用計画の作成の有無と、計画に基づきどんな手立てを行っているかなど、いくつかの現場を深く確認することなどを想定している。

(目等委員) この懇話会では、主に所管業務に責任を持つ立場の各所属長から意見を聞いてきた。具体的な業務の内容を深く聞きたいときは、担当者から直接聞くほうが詳細は理解しやすいが、現場に行き、担当職員から聞き出すことで、追及型の調査になる恐れはないか。

(富田委員) 確かに追及型の調査では課題を炙り出すことはできない。しかし、良い結果を得るための手立てとして調査を行いたい。今は、仮の話で伺っているが、そういったやり方は可能なのだろうか。

(目等委員) 事務局では対応できるか。

(事務局) 過去における懇話会の議論の中で、懇話会が選定した施策事業の現場、例えば観光施設や商店街などを視察したいというご意見があったことから、今回、事務局では現場視察に留意をしていた。

行政は取扱分野が広範にわたり、それぞれの担当課が、一小規模企業のようなものであり、大企業で採用されている業務改善手法をそのまま適用することは、なかなか難しいと考える。特定の事務事業に関する改善提案をいただいても、担当部局で受け止めきれないということが起こることも考えられる。これまで、懇話会からは、個別の業務改善提案というより、施策全体の方向性や取組方針について助言をいただくという形をとってきている。そのほうが担当部局としては懇話会意見を反映しやすいということもある。

(目等委員) 担当部局との意見交換では、担当部局からは部長が来るのだが、詳細の質問には答えきれないこともある。細かい状況や事情が分かる担当職員と意見交換を行うことができれば、この問題はある程度解決できるのではないかと。

(事務局) あらかじめ対象となる施策・事業が分かっているならば、その担当職員を出席させることができるが、対象施策が複数に亘る場合は、あらかじめ出席者を特定できないということもある。

(宇田川委員) 富田委員の事前調査をしたいというご意見は私も理解できる。それができれば本当にいいが、この2年間の委員経験の中では、懇話会の会議の場でも担当部署と突っ込んだ話はできている。懇話会を活用すれば大きな支障は生じないと思う。

(委員長) それでは、次回会議の内容を具体的に絞り込みたい。環境については自然環境、地球環境、快適な生活環境の3施策全部を検討することは時間的に難しいのではないかと。

この中では、佐倉市としては印旛沼もあることから生活環境を対象としてはどうか。水質改善は進んでいるのか。

(事務局) 印旛沼の問題は、佐倉市に限らず広域的な課題となる。水質改善についても佐倉市だけでは難しい面がある。

(委員長) それでは生活環境に関する施策に絞って検討を行うこととしたい。

次は農政課の農業、農村環境に関する施策はどうか。農業を取り上げるならば、商店街の問題もということになるかもしれない。しかし、商店街は去年検討対象として取り上げている。それよりも、5章の道路環境や上下水道に関する施策はどうだろうか。道路に関する施策は、前回検討してから2年が経過している。

(林委員) 「第5章 住環境が整備されたまちづくり」に「基本施策4 安定した水の供給を行います」

とあるが、これはどのような内容か。

(事務局) 給水施設や老朽化更新、耐震対策などの事業がここに含まれている。

(林委員) 水の供給が安定していないのか。何か問題があるのか。

(事務局) 市民生活のために安定して水の供給を行っていくという方針を掲げたものであり、現時点で供給が安定していないということではない。水源の確保については、国や県の施策に大きく関連し、佐倉市だけの話にとどまらない。佐倉市内の給水体制や耐震性の向上、防災時のバックアップといった面は市単独の取組が可能である。

(宇田川委員) 災害時において、水の確保は非常に重要であり、地域でさまざまな活動を行う中においても防災の面から、水道の問題がよく話題となる。施設設備の更新の問題も含め精査をしたいが、現時点において、ほかに優先する課題というわけではない。

むしろ、「基本施策 5 生活環境の改善を推進するまちにします」の下水道施策のほうが喫緊の課題ではないかに関心をもっている。佐倉市で水洗化されていない割合はどの程度か。

(事務局) 2~3%かと思う。

(宇田川委員) 水洗化されていない家屋の割合は低いが、市街地の下水道区域で未だ水洗化していないところがあるのは環境衛生の面から問題があるのではないか。

(事務局) 地区として下水道が整備されたエリア内であっても、負担金の関係から接続しないところがある。

(宇田川委員) そのような建物があると地域全体の環境が低下する。何か対策は取れないか。

(委員長) それでは、農業は先送りして、今年は道路環境の整備に関する施策、上下水道に関する施策を検討対象とするか。5章には公共交通施策も含まれているが、市内に公共交通がなく困っている地域はあるか。

(事務局) 市南部でデマンド交通を実施しているが、なかなか大きな効果を発揮できていない。循環バスを運行している地域もある。循環バスがないエリアからの実施要望がある。

(委員長) 私としては、買い物不便地域はどうなっているかといった点も気になるが、先ほどまでの各委員からの提案には、公共交通施策に関するものはなかったため、ひとまず措くとして市民サービスの利便性向上に係る施策は、今まで各施策を見てきて、今が集大成の時期とも考えることができるので検討対象に入れるとするか。

(宇田川委員) 教育施策は検討しなくてよろしいか。

(委員長) 教育施策については、来年改めて考えることとしたい。

(企画政策課長) 市民サービスの利便性という言葉は範囲が広そうに見えるが、6章の「基本施策 11 市民サービスの利便性向上に努めます」の内容は市役所、出張所当の窓口サービスやICT、行政手続きに関するものに限られているが、それでよろしいか。「基本施策 8 適正な行政運営の確立に努めます」は人事管理、職員研修、職制、広域対応に関する施策である。

(委員長) 市民サービスの利便性向上の施策は差し置いて、適正な行政運営の確立に関する施策を検討対象とするか。

(林委員) この部分については一般的に議会質問も出にくいので、外部評価はとても大切だと思うが、専門的に過ぎるきらいはないか。私としては関心の高い分野であり、ありがたいのだが。

(目等委員) 内部管理に関する分野で市民視点から懇話会としてどこまで意見が言えるだろうか。また資料では施策担当課は企画政策課となっているが、内容をみると総務関係が中心と見受けられる。

(事務局) 人事、研修及び職制については総務課が担当しており、企画政策課は広域対応と事務改善に係る施策を担当している。施策評価担当は企画政策課としている。

(目等委員) 多少広い範囲にまで広げた議論をしても構わないなら、適正な行政運営の確立に関する施策を検討対象として良いのではないか。

(委員長) 高岡委員からご意見のあった、道路環境に係る施策についてはどう扱えるか。

(事務局) 5章のうち、防災面、安全面から「生活道路の歩道に係る環境整備」を検討する。また、災害時における水の安定供給を検討するということであるなら限られた時間の中でも審議が可能と思われる。

なお、下水道区域の市街地における下水道未接続の問題についてだが、この事業に該当する別の施策を1本追加して議論するよりは、生活環境施策の関連施策としてご質問いただくほうがよいかと思う。下水道については生活環境施策など幅広い分野にまたがるのでテーマを絞って聞いていただければこちらも対応しやすい。

(委員長) それでは、次回会議では「第2章 基本施策3 快適な生活環境が保たれたまちにします」、及び「第6章 ともに生き、支え合うまちづくり」の「基本施策8 適正な行政運営の確立に努めます」の2施策について説明を受けることとしたい。

(林委員) 歩道の問題など、目の前にある問題から議論したほうがいいのではないかと。適正な行政運営に関する施策も大切だが緊急性はない。議論の順番は、優先順位をつけて決めたほうがいいのではないかと。

(委員長) 歩道の問題から議論してはどうかという提案も出たが、快適な生活環境の整備に関する施策の関連する施策として歩道の問題と下水道の問題を議論することとしているので、次回はそれを踏まえて事務局から説明願いたい。

(目等委員) 適正な行政運営の確立に関する施策は検討対象として優先順位は低いというお話があったが、それは来年の検討にまわしてもいいということか、それとも今年の2番目に検討すべきということか。

(林委員) 来年検討するとしてもよいと思う。市民に直接関係する行政サービスに関して喫緊の課題があればそちらを優先してほしいと思っている。

(宇田川委員) 課題の緊急性や、市民にとって身近なことという視点を踏まえ、行政全体に係る適正な行政運営の確立に係る施策を検討したうえで、快適な生活環境を議論するのはいかがか。

(事務局) 次回事務局からの施策説明をお聞きいただいたうえで対象を絞るということも考えられる。「2章 快適で、安全・安心なまちづくり」の「基本施策3 快適な生活環境が保たれたまちにします」と関連施策として「5章 住環境が整備されたまちづくり」の「基本施策3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします」のうち歩道の整備に関する部分、並びに「6章 ともに生き、支え合うまちづくり」の「基本施策8 適正な行政運営の確立に努めます」について、事務局からご説明させていただく。そのうえで、本年度の検討テーマの精査をしていただければと思う。

その他

(事務局) 会議録の記載要領についてお伺いする。前期の懇話会においては、発言した委員名を表示していた。これまで、第1期の懇話会では非表示であったが、第2期及び第3期は表示している。

(委員長) 直近の2期では公開しているものを、非表示とする理由もないと思われる。今回も表示するのとしたいが、よろしいか。

(委員) 同意する。

(委員長) それでは、これをもって本日の議事は終了とする。

(17時30分 終了)